第二十一条　法第百八十三条第二項の政令で定める要件は、当該漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する漁場又は管轄が明確でない漁場と一体的に管理することが適当なものであることとする。

２　法第百八十三条第二項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、前条第一項に規定する権限とする。

３　都道府県知事は、法第百八十三条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

４　農林水産大臣は、法第百八十三条第二項の規定により自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

（事務の区分）

第二十二条　第十条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条及び第三十一条を削る。

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十七条第十一項第一号」を「第八十七条第十三項第一号」に改め、同条第二項中「第八十七条第十一項第三号」を「第八十七条第十三項第三号」に改める。

第三条第一項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

第四条第一項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の三第二項」を「第十一条の四第二項」に改める。

第五条第一項、第六条及び第七条中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第七条の二中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第八条中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改める。

第九条第一項中「第十一条の八第三号」を「第十一条の十第三号」に改め、同項第二号中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に改め、同項第四号イ中「第十一条の六第二項前段」を「第十一条の八第二項前段」に改める。

第九条の二第一項、第九条の四第一号及び第九条の五中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に改める。

第十条第一項中「第十一条の十一第一項本文」を「第十一条の十四第一項本文」に改め、同条第五項中「第十一条の六第三項」を「第十一条の八第三項」に改め、同条第七項及び第八項中「第十一条の十一第一項本文」を「第十一条の十四第一項本文」に改め、同項第一号中「第十一条の十一第一項本文」を「第十一条の十四第一項本文」に改め、同項第十項中「第十一条の十一第二項後段」を「第十一条の十四第二項後段」に改め、同項第一号中「第十一条の十一第二項前段」を「第十一条の十四第二項前段」に改め、同条第十一項中「第十一条の十一第三項第一号」を「第十一条の十四第三項第一号」に改め、同条第十二項中「第十一条の十一第三項第二号」を「第十一条の十四第三項第二号」に改め、同条第十三項中「第十一条の十一第一項本文」を「第十一条の十四第一項本文」に改め、同条第十四項中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改め、同条第十五項中「第十一条の十一第二項後段」を「第十一条の十四第二項後段」に改め、同条第十六項中「第十一条の十一第一項本文」を「第十一条の十四第一項本文」に改める。

第十条の二第一項中「第十一条の十三第二項」を「第十一条の十六第二項」に改め、同項第三号中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条の十三第二項」を「第十一条の十六第二項」に改める。

第十条の三第一項中「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十五条の七」を「第十五条の十二」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第十条の五第一号及び第十条の六中「第十五条の七」を「第十五条の十二」に改める。

第十条の七第一項中「第十五条の九の三第二項」を「第十五条の十六第二項」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の九の三第二項」を「第十五条の十六第二項」に改める。

第十条の八及び第十条の九中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第十一条の二第一項中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「第百条の六第二項」を「第百三条第二項」に、「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改める。

第十二条第一項中「第三十四条第十一項」を「第三十四条第十三項」に改め、同項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十三条第一項中「第三十四条第十二項」を「第三十四条第十四項」に改め、同項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十四条の見出し中「全国連合会の監査」を「会計監査人の設置」に改める。

第十四条の二第一項中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の五第二項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改める。

第十五条中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「議決」を「決議」に改める。

第十六条中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改める。

第十七条中「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に改める。

第十八条第二項中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に改める。

第二十二条の二第一項第八号中「議決」を「決議」に、「第三十四条の二第三項の漁業協同組合」を「第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改める。

第二十二条の三第二項中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改める。

第二十二条の四第一項中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第二十三条第一項中「第百条の六第二項」を「第百三条第二項」に改め、同条第二項中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改める。

第二十四条の二中「第百二十一条の三第一項」を「第百七条第一項」に改める。

第二十四条の三第一項中「第百二十一条の三第二項」を「第百七条第二項」に、「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に、「第百二十一条の二第二項各号」を「第百六条第二項各号」に改め、同項の表第五十二条の四十四第二項の項中「第百二十一条の二第二項第二号」を「第百六条第二項第二号」に、「第十一条の九」を「第十一条の十一」に改め、同表第五十二条の四十四第三項の項中「第百二十一条の五」を「第百九条」に改め、同表第五十二条の四十五の項中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に改め、同表第五十二条の五十一第二項の項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改め、同条第二項中「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に改め、同項の表第五十二条の五十一第二項の項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改める。